(二)　国家公安委員会は、(一)により対象原子力事業所及び当該対象原子力事業所の敷地又は区域を指定するときは、当該対象原子力事業所の敷地又は区域及びその周囲おおむね三〇〇メートルの地域を、当該対象原子力事業所に係る対象施設周辺地域として指定することとした。（第六条第二項関係）

7　対象施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止

(一)　何人も、対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行ってはならないこととした。（第八条第一項関係）

(二)　(一)は、次に掲げる小型無人機等の飛行については、適用しないこととした。（第八条第二項関係）

(1)　対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行

(2)　土地の所有者若しくは占有者又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行

(3)　国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

(三)　(二)に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会に通報しなければならないこととした。（第八条第三項関係）

8　その他

対象施設の安全の確保のための措置及び罰則について所要の規定を整備することとした。（第九条及び第一一条関係）

9　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。

法律

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年三月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行を禁止することにより、これらの施設に対する危険を未然に防止し、もって国政の中枢機能等及び良好な国際関係の維持並びに公共の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「対象施設」とは、次に掲げる施設をいう。

一　国の重要な施設等として次に掲げる施設

イ　国会議事堂、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百三十二条の二に規定する議員会館並びに衆議院議長及び参議院議長の公邸その他国会に置かれる機関（国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第百五号）第一条第二項に規定する国会に置かれる機関をいう。）の庁舎（国家機関がその事務を処理するために使用する建築物（専ら公園の管理事務所として使用されるものを除く。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）であって東京都千代田区永田町一丁目又は二丁目に所在するもの

ロ　内閣総理大臣官邸並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官の公邸

ハ　ロに掲げるもののほか、対象危機管理行政機関（危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。以下このハにおいて同じ。）に関する機能を担う国の行政機関であって政令で定めるものをいう。以下同じ。）の庁舎であって当該対象危機管理行政機関の担う危機管理に関する機能を維持するため特に必要なものとして政令で定めるもの

ニ　最高裁判所の庁舎であって東京都千代田区隼町に所在するもの

ホ　皇居及び御所であって東京都港区元赤坂二丁目に所在するもの

ヘ　第四条第一項の規定により対象政党事務所として指定された施設

二　第五条第一項の規定により対象外国公館等として指定された施設

三　第六条第一項の規定により対象原子力事業所として指定された施設

2　この法律において「対象施設周辺地域」とは、前項第一号イからホまでに掲げる対象施設については次条第二項の規定により指定された地域をいい、同号ヘに掲げる対象施設については第四条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第二号に掲げる対象施設については第五条第二項の規定により指定された地域をいい、前項第三号に掲げる対象施設については第六条第二項の規定により指定された地域をいう。

3　この法律において「小型無人機」とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。

4　この法律において「特定航空用機器」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）をいう。

5　この法律において「小型無人機等の飛行」とは、次に掲げる行為をいう。

一　小型無人機を飛行させること。

二　特定航空用機器を用いて人が飛行すること。

（国の所有又は管理に属する対象施設の敷地等の指定）

第三条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める対象施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。）又は区域を指定しなければならない。

一　衆議院議長及び参議院議長　その所管に属する前条第一項第一号イに掲げる対象施設の敷地（国会議事堂の敷地にあっては、その所管に属する部分に限る。）

二　内閣総理大臣　前条第一項第一号ロに掲げる対象施設の敷地及び同号ホに掲げる対象施設の区域（一般の利用に供される区域を除く。）

三　対象危機管理行政機関の長　前条第一項第一号ハに掲げる対象施設の敷地

四　最高裁判所長官　前条第一項第一号ニに掲げる対象施設の敷地

2　前項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定するときは、当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね三百メートルの地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

3　第一項各号に掲げる者は、同項の規定により同項各号に定める対象施設の敷地又は区域を指定し、及び前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察庁長官（当該対象施設周辺地域が海域を含む場合にあっては、警察庁長官及び海上保安庁長官。次条第三項及び第五条第四項において同じ。）と協議しなければならない。